

令和5年度から森林整備に関する 新たな補助金が制定されました

村上市森林整備等推進事業補助金

この補助金は、市内の森林整備等の推進及び林業の振興を目的に制定されました。

例えば・・・

- ・植栽をしたいが経費がかかる
- ・伐採跡地の雑木林を伐採し再度植栽したい
→裏面①再造林促進
- ・里山林が荒廃して鳥獣被害があるから緩衝帯として整備したい
- ・里山林を活用したい
→裏面②里山林整備等
- ・木材の搬出をしたいが作業道の損傷が激しい
→裏面③林業専用道・森林作業道補修資材
- ・森林を適切に管理するために資格を取得したい
→裏面④林家・林業技術者育成

補助金の内容は裏面に記載されています。
なお、記載内容は省略している部分もありますので詳細は要綱をご確認ください。

ご不明な点等ありましたら下に記載の担当までご連絡ください。

事業の申請・問い合わせ先

村上市役所 農林水産課 林業水産振興室 TEL0254(53)2111
各支所 産業建設課 産業観光室

補助金申請・実績報告の様式はホームページからダウンロードできます。

村上市森林整備等 推進事業補助金内容一覧

事業区分	①再造林促進	②里山林整備等	③林業専用道・森林作業道補修資材	④林家・林業技術者育成
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合 ・ 生産森林組合 ・ 林業事業体 ・ 森林所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合 ・ 生産森林組合 ・ 林業事業体 ・ 自治会 ・ 建設業者 ・ 農業法人 ・ 非営利活動法人 	市内の林業専用道・森林作業道の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に事業所を有する森林組合や林業事業者等 ・ 市内に住民登録があり、山林等を所有している林家（家族も可） ・ 林業経営への参入を目指す市内事業者等
補助対象経費	特殊地拵えの経費又は伐採後に行う地拵えから植栽までの経費	除伐、雑草木の刈払い経費又は里山林を活用した事業に対する経費	補修資材の購入に係る経費	森林施業に必要な資格及び免許取得のための研修会等への参加及び主催に係る経費
補助金の額	特殊地拵えのみで1haあたり30万円、地拵えから植栽までの施業で1haあたり100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除伐及び雑草木の刈払いは、県が定めた単価に準ずる (R5除伐単価：189,460円/ha) (R5下刈単価：183,960円/ha) ・ 里山林の整備及び活用は活動に要した経費の総額の2分の1を上限とし、1事業最大10万円 	補修資材の購入単価（消費税及び地方消費税を除く）に使用量を乗じて得た額の総額の10分の10とし、1事業最大20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格及び免許取得は、林家は10分の10とし、市内林業事業体及び新規参入を目指す事業者は2分の1を上限 ・ 研修会の参加は2分の1を上限とし、外部からの参加可能な研修会的主催は10分の10

※国、県その他の公的機関から類似要件の補助金の交付を受ける者は、交付対象者から除きます。